第七条の三　法第二十七条の二十四の総務省令で定める登録の有効期間は、五年とする。

第九条　総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）は、次に掲げる場合は、第七条から前条までに規定する期間に満たない期間を免許等の有効期間とすることができる。

［一　略］

二　周波数割当計画（法第二十六条第一項に規定する周波数割当計画をいう。以下同じ。）若しくは基幹放送用周波数使用計画（法第七条第二項第二号に規定する基幹放送用周波数使用計画をいう。）又は開設指針（法第二十七条の十二第一項に規定する開設指針をいう。以下同じ。）により周波数を割り当てることが可能な期間が第七条から前条までに規定する期間に満たないとき。

［三　略］

（開設計画の認定の有効期間）

第九条の二　法第二十七条の十四第七項に規定する開設計画の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して十年（法第二十七条の十二第三項第二号イ又はロに規定する周波数を使用する特定基地局（法第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局をいう。以下同じ。）の開設計画の認定にあつては、二十年を超えない範囲内で、総務大臣が別に告示する期間）とする。

（公表する免許状記載事項等）

第十一条　法第二十五条第一項の規定により、免許状に記載された事項若しくは法第二十七条の六第三項の規定により届け出られた事項（法第十四条第二項各号に掲げる事項に相当する事項に限る。）又は法第二十七条の二十五第一項の登録状に記載された事項若しくは法第二十七条の三十四の規定により届け出られた事項（法第二十七条の二十五第二項に規定する事項に相当する事項に限る。）（以下「免許状記載事項等」という。）のうち総務大臣が公表するものは、次に掲げる事項以外のものとする。

［一～三　略］

［２～８　略］

（混信又はふくそうに関する調査を行おうとする場合）

第十一条の二の二　法第二十五条第二項の総務省令で定める場合は、免許人又は法第八条の予備免許を受けた者が、次のいずれかの工事又は変更を行おうとする場合及び登録人（法第二十七条の二十六第一項に規定する登録人をいう。以下同じ。）が、第三号又は第六号の変更を行おうとする場合とする。

［一～七　略］

（情報の提供の請求）

第十一条の二の四　法第二十五条第二項の規定による情報の提供を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を、混信又はふくそうに関する調査に係るものについては総合通信局長に、法第二十七条の十二第三項第七号に規定する終了促進措置（以下「終了促進措置」という。）に係るものについては総務大臣に提出しなければならない。

［一～五　略］

［２～５　略］

（請求の単位）

第十一条の二の五　［略］

［２　略］

３　終了促進措置に係る前条第一項の請求については、一の開設指針ごとに行わなければならない。

第七条の三　法第二十七条の二十一の総務省令で定める登録の有効期間は、五年とする。

第九条　［同上］

［一　同上］

二　周波数割当計画（法第二十六条第一項に規定する周波数割当計画をいう。以下同じ。）又は基幹放送用周波数使用計画（法第七条第二項第二号に規定する基幹放送用周波数使用計画をいう。）により周波数を割り当てることが可能な期間が第七条から前条までに規定する期間に満たないとき。

［三　同上］

（開設計画の認定の有効期間）

第九条の二　法第二十七条の十三第七項に規定する開設計画の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年（法第二十七条の十二第二項第二号括弧書に規定する周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定にあつては、十年）とする。ただし、総務大臣が別に告示する開設計画の認定の有効期間は、当該告示に定める期間とする。

（公表する免許状記載事項等）

第十一条　法第二十五条第一項の規定により、免許状に記載された事項若しくは法第二十七条の六第三項の規定により届け出られた事項（法第十四条第二項各号に掲げる事項に相当する事項に限る。）又は法第二十七条の二十二第一項の登録状に記載された事項若しくは法第二十七条の三十一の規定により届け出られた事項（法第二十七条の二十二第二項に規定する事項に相当する事項に限る。）（以下「免許状記載事項等」という。）のうち総務大臣が公表するものは、次に掲げる事項以外のものとする。

［一～三　同上］

［２～８　同上］

（混信又はふくそうに関する調査を行おうとする場合）

第十一条の二の二　法第二十五条第二項の総務省令で定める場合は、免許人又は法第八条の予備免許を受けた者が、次のいずれかの工事又は変更を行おうとする場合及び登録人（法第二十七条の二十三第一項に規定する登録人をいう。以下同じ。）が、第三号又は第六号の変更を行おうとする場合とする。

［一～七　同上］

（情報の提供の請求）

第十一条の二の四　法第二十五条第二項の規定による情報の提供を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を、混信又はふくそうに関する調査に係るものについては総合通信局長に、法第二十七条の十二第二項第六号に規定する終了促進措置（以下「終了促進措置」という。）に係るものについては総務大臣に提出しなければならない。

［一～五　同上］

［２～５　同上］

（請求の単位）

第十一条の二の五　［同上］

［２　同上］

３　終了促進措置に係る前条第一項の請求については、法第二十七条の十二第一項に基づき制定する一の開設指針ごとに行わなければならない。